

第五十一回 参議院文教委員會會議錄第十六号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)
午前十時三十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君
理事 北島 教真君
委員 久保 勘一君
楠 正俊君
近藤 鶴代君
玉置 和郎君
内藤 三郎君
中上 川アキ君
中村 喜四郎君
山下 春江君
吉江 勝保君
小野 明君
鈴木 武君
鈴木 力君
鶴園 哲夫君
柏原 ヤス君
林 塩君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

文部大臣 中村 梅吉君

政府委員

文部政務次官 中野 文門君

文化財保護委員 村山 松雄君

事務局側

常任委員会専門員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件
○国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二木謙吾君) ただいまより文教委員會を開会いたします。

国立劇場法案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。中村文部大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) このたび政府から提出いたしました国立劇場法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国古来の伝統的芸能は、歴史的にも、芸術的にもまことにすぐれた価値を有するもので、世界の芸能史上において独自の位置を占める貴重な文化遺産の一つに数えられるべきものであります。しかしながら、これら伝統芸能の保存のため諸条件は、近時急速に悪化してきておりまして、この貴重な文化遺産が内容的にも次第に正しい姿を失ないつつあることは、きわめて憂慮すべき事態であります。したがって、現段階において根本的措置を講じ、その保存と振興をはかることは、文化国家としての重要な責務であると考へます。

国立劇場は、右の趣旨から、この伝統的芸能を公開して、一般国民の鑑賞に供するとともに、伝承者の養成、調査研究等を総合的に実施する中心機関として設置するものであります。広く各界の協力を受けて具体的構想を練り、一昨年八月、東京都千代田区準町において起工いたしましたから、現在まで順調に工事も進捗いたし、本年九月末完成を目途に鋭意建設を進めております。国立劇場の運営につきましては、その業務の特殊性にかんがみまして、特殊法人国立劇場を設立し、これに国が建設した施設及び土地を出資いたしますとともに、運営費についても一部国庫補助を行な

い、もつて、円滑適切な運営を期したいと思つてであります。

この法律案は、特殊法人国立劇場設立の目的を定めるとともに、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。すなわち、第一に、国立劇場は法人といたしますとともに、この法人の資本金は、政府が施設完成後すみやかに出資した財産の価額の合計額に相当する金額といたしております。なお政府は必要があると認めるときは、この法人に追加して出資することができるといたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一は、劇場施設を設置し、法人みずから伝統芸能の公開を行なうこととあります。第二は、その設置する施設において伝統芸能の伝承者を養成することとあります。第三は、伝統芸能に関し調査研究を行ない、並びに資料を収集し、及び利用に供することとあります。第四は、劇場施設を伝統芸能の保存または振興を目的とする事業の利用に供することとあります。なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的達成に支障のない限り、劇場施設を一般の利用に供することができるといたしております。

第三に、この法人の役員としては、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くこととし、これらの役員は文部大臣が任命することといたしております。次に、この法人には、その運営の円滑を期するため、会長の諮問機関として、評議員会を置くこととし、また、専門の事項について調査審議させるため、専門委員を置くことができることといたしました。

第四に、この法人は、文部大臣の監督を受けるのであります。この法律案に規定する文部大臣の権限のうち政令で定めるものは、文化財保護法

の趣旨にのっとり、文化財保護委員会に行なわせるものといたしました。

第五に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定いたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(二木謙吾君) 引き続き、政府委員より補足説明を聴取いたします。村山文化財保護委員事務局局長。

○政府委員(村山松雄君) ただいま文部大臣から趣旨説明のごさいました国立劇場法案につきまして、若干補足して、御説明申し上げます。

わが国には古来からすぐれた無形文化財が伝承されておりますが、その保存の重要性にかんがみ、昭和二十五年からこれらが文化財保護の対象とされることになりまして、昭和二十九年年度には、重要無形文化財の指定制度が設けられ、伝統的な演劇、音楽、工芸技術等の歴史上または芸術上価値の高い無形文化財を指定し、その伝承者の養成とわざの公開等の保存措置を講じてまいりました。特に、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞及び民俗芸能等の伝統芸能につきましては、文部大臣の提案理由にありましたように、社会的経済的諸事情の変遷により、これらが一般に興行的に成り立ちがなくなつていくこと等から、内容的にも次第に正しい姿を失いつつあるとともに、伝承者の不足と技術水準の低下もまぬがれがたい状況に立ち至りつつあったのであります。そこで、その公開を初めとして、伝承者の養成、調査研究、記録の作成、資料の収集、保存、展示等の事業を総合的に実施する施設としての国立劇場の設置につきまして、関係各界から強く要望が出てまいりました。

申すまでもなく諸外国においても多くの国立劇

場が設置され、国が相当の援助を行なつて、当該芸能の保護に非常な努力を払つてゐるのであります。政府といたしまして、右の要望の趣旨にのっとり、国立劇場を設立し、わが国伝統芸能の保護助成に努力いたすこととなりました。昭和三十一年四月に国立劇場設立準備協議会が閣議決定により設けられ、以後、広く各界の意見を徴しながら、国立劇場の施設の規模、敷地の選定等について審議検討してまいりました。昭和三十三年六月には、国立劇場設立促進国会議員連盟が結成され、国立劇場の設立について促進に当たられ、また、同年七月十日、衆議院文教委員会において、国立劇場の早期実現について決議されました。次いで、三十三年十一月には、現在の東京都千代田区千代田に敷地が決定いたしました。以来、幾多の曲折を経ながら、建設規模等実施要綱の概要を決定し、建築設計案の公募等を行ない、三十九年八月に、現在工事中の施設を着工いたしました。十一月開場を目途に準備を進めておりますが、この施設を適切かつ、円滑に運営させるため、特殊法人国立劇場を設立することいたしました。この法律案を提出いたしました次第でございます。

建物の概要につきましては、敷地面積が三万四千七百平方メートル、九千八百九十九坪、建物延べ面積が二万六千九百八十八平方メートル、約八千坪で、地上三階、地下二階となっております。公開施設として、大劇場、千七百四十六席、小劇場、六百三十席が設けられ、伝承者養成施設のほか、伝統芸能に関する調査研究を行なう諸施設がございます。なお、劇場施設は伝統芸能の上演、観賞等にもできるだけふさわしいものとするよう専門家の意見を徴し、種々の改良を加えております。建設工事費は設備費を含めて総額約三十七億円でございます。

国立劇場におきましては、伝統芸能の正しい姿での保存に資するため、伝統芸能を十分な調査研究に基づいて自主的に企画制作し、公演すること

を大きな特色としておりまして、この自主公演の範囲といたしまして、歌舞伎、文楽、邦楽、邦舞、雅楽及び民俗芸能等を計画し、さしあたり、初年度は大劇場百二十三日、小劇場七十五日を公演日数に当て、残余は一般に貸与する予定であります。また、公演事業のほか、伝承者の養成、調査研究等も行ない、これについては今後漸次拡充いたしました。もつて、伝統芸能の公演の事業と相並んでわが国の伝統芸能の保存と振興をはかり、文化の向上に資したいと考えている次第でございます。

なお、特殊法人国立劇場の初年度事業費は約四億二千万円、これに対し約一億一千万円の国庫補助を予算案に計上いたしている次第でございます。以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(二本木謙吾君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、衆議院議員川崎寛治君より説明を聴取いたします。川崎衆議院議員。

○衆議院議員(川崎寛治君) ただいま議題となりました国立劇場法案に対する衆議院修正につきましては、御説明申し上げました。

まず、最初に修正部分について申し上げます。本修正は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかるものであります。国立劇場法案の一部を次のように修正する。第一条中「国立劇場は、」の下に「主として」を加える。

第十九条第二項中「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削る。

ことであります。

本修正の理由は次のとおりであります。国立劇場設立計画の審議に関する従来の経緯、現代芸能関係者の切なる要望もあり、この際、伝統芸能と並んで伝統芸能以外の芸能の振興をはかることは必要であると考えられます。よつて、右の趣旨を明らかにするため、第一条(目的)に「主とし

て」を加え、業務に関する第十九条第二項の規定中「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削ることとした次第であります。

以上であります。

○委員長(二本木謙吾君) 以上で本法案についての提案理由の説明及び衆議院における修正点の説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入りります。質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、政府側より中村文部大臣、中野文部政務次官、村山文化財保護委員会事務局長が出席いたしております。

○小野明君 この国立劇場ができるということ、日本にとりましては、芸術文化の政策の上で非常に大きな意義があると思つております。したがって、大臣がわが国の芸術文化政策について基本的な方針をどのようにお持ちであるのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) わが国の伝統芸能は、ことに独特のものであります。日本民族として、この伝統芸能を将来とも長く日本文化のために保存をいたすべきものであると考えております。御承知のように、このまま置きますと、次第に衰微し、あるいは伝承者がだんだん欠乏して、やがて傾倒もあつたので、この際、国としてそういう傾向もあつたので、この際、国としてそういう伝統芸能を十分に広く国民に認識を徹底させていくということ、もう一つは、そういう伝承者を育成し、できるだけわが国古来のこうした伝統芸能を保存していく必要があると考えておりますので、今回のこの立法もそうした趣旨に基づくものであります。

○小野明君 大臣がいまお答えになりましたのは、伝統芸能の保護、こういつた面に限られまして説明をいただいたのでありますけれども、私がお尋ねいたしておりますのは、国立劇場というものは単なる建物ではないわけですね。やはり一国の芸術文化政策の、ある面からいへば中心的な存在でなければならぬ。その国の舞台芸術が表現さ

れ、集約される、そういうところでなければならぬと思つております。そういつた面から考えて、いまのところ、この所管といつても、これはわが国では文化財保護委員会、こういつたところが当たつておるのでありますけれども、西欧、特に諸外国の西ドイツあるいはフランスでは、それぞれ科学芸術省、また文化省、こういつたものが経営にあたつてゐるようでありまして、こういつた芸術文化に対する政策といつても、そういつた面もあわせてお伺いしておきたいと思つております。

○国務大臣(中村梅吉君) こうした伝統芸能の問題も非常に重要でございますが、あわせて一般に芸能、文化の向上をはかることは、近代国家として最も必要なことであると私も考えております。したがつて、将来そういう点につきましては鋭意検討を進め、国として配慮をいたすべきものであると心得ておりますが、ただ、今回の場合は、いろいろこの計画が始まりまして以来、各方面の意見を聞きつつ、設立準備協議会等で検討を続けてこられたわけであります。結局、集約の土地が、どうしても最高裁判所が一部使用いたしまして、最高裁判所をそこに建設をいたしたいというふうな事情等もあつたので、土地の関係から、古典芸能と近代芸能と併設するのは困難であるというふうなことになるので、結果的に、さしあたり古典芸能、伝統芸能についての施設をしようということになりました。今回の国立劇場でございます。したがって、将来といたしましては、近代芸能についても別途これは考慮すべきものであると考えております。でございますことならば両方兼用ができれば一番いいのであります。が、こうした伝統芸能、古典芸能の施設と、近代芸能の施設とは、音響その他、あるいは関連の施設等が全く異なつておりますので、一つ場所ですべて併用することは不可能でございますので、今回の国立劇場施設は、御承知のとおり伝統芸能を中心としたものであります。しかし、近代芸能についても使用可能な範囲については、そこは活用も

可能な道は考えてまいりたいと思っております。なお、別途近代芸術について、この芸術の振興をはかる道を講ずべきであるということは私も全く同意でございます。文部省にも、今年度の設置法改正によりまして文化局が新たに設けられましたから、今後そうした点については文化局を中心として研究をし、具体化に努力をしてみたい、かように考えております。

○小野明君 どうもこうお尋ねをしないで、これまでみなお答えをされたんでありますけれども、次に進みたいと思ふんですが、国立劇場設立準備協議会ですか、これがまあ大臣のお話の中にあつたように答申を出されておるわけですね。これのメンバーはどういうメンバーであるかを突は知らしてまいりたい。こういう通告をしておつたんですが、まだ出ておらぬようです。出ておりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) お配り申し上げました。

○小野明君 ああそうですか。それでは、いま大臣が、答申はもつたんだけど、土地その他の条件によつて現代芸術の面は割愛せざるを得なかつた、こういうふうに説明がありました。もう少し詳しく国立劇場の設立準備協議会、これがしてきた作業経過ですね。そういうものをお話しいただきたいと思ふのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 村山局長から。

○小野明君 局長でいいです。

○政府委員(村山松雄君) お手元に国立劇場の設立の経過、施設の概要、それから運営要綱につきまして資料を差し上げてございます。それからお話をいたしました国立劇場設立準備協議会の委員の名簿も差し上げてございます。実は設立準備協議会のほうは、経過概要にもありますように、三十一年の四月に閣議決定によつて設けられまして、以後、文化財保護委員会としては、この協議会の御意見を基礎として諸般の仕事を進めてまいつたんであります。御承知のように、先年来、閣議決定による審議会類組織はやるものという

お話がございましたので、国立劇場設立準備協議会も、中途で、何と申しますか、消滅したような形になつております。しかし、文化財保護委員会といたしましては、形式的にはなくなりまして、後、設立準備協議会のメンバーの方々にお願ひいたしましたので、諸般の準備を進めてまいつた次第でございます。

そういうことで、経過の概要を資料によりまして御説明申し上げますと、国立劇場の設立の議は、遠くさかのぼりますと、明治のころからあつたやうであります。今回の国立劇場に關しまする限りは、昭和三十年ころから起つた議論を基礎に進めておるわけでありまして。昭和三十年に、文化財保護委員会に国立劇場の設立準備調査のための予算が計上されました。それが初めてで、以後、諸般の準備を進めた次第でございます。文化財保護委員会に設立準備の経費が計上されたといふことは、今回の国立劇場の議案が、現代芸術の問題ももちろん含めてはありますけれども、中心の課題は、まあ伝統芸術の保存、振興にあるのではないかといふのを示唆しておるのではないかと、私も承知しておるわけでありまして。そういう次第で、文化財保護委員会に準備調査費が計上されまして、三十一年に国立劇場設立準備協議会が閣議決定で設立されました。それから最初のうちは、とにかくこの建物をつくるのが先決の課題であるといふような認識があつたやうであります。特に設立準備協議会の幹部であつた、なられた小宮豊隆先生とか、久保田万太郎先生などは、いろいろ議論もあつたけれども、建物をつくらなければならぬとの議論は文字どおり空中樓閣のやうなもので根拠がない。建物をつくることに全力を集中すべきであるといふやうな御意見であつたやうであります。建物をつくるためには、今度はまた敷地がなければならぬ問題になりますので、設立準備協議会の当初の努力は、文化財保護委員会、政府なども一緒にになりまして、敷地をどこにするかといふことに集中されておりました。敷地さがしをするかたわら、どういふものをつくるか

ということも、もちろん並行的には進められておつたわけでありまして、敷地さがしとして比較的いろいろ案があつたわけでありまして、比較的に具体的な案としては、結局きまりました。町の元バレス・ハイツのところに、それから大宮御所の一面を国立劇場に充てたいといふ両論が相並んで進んでおつたわけでありまして。その間に国会のほうから設立の促進についていろいろ動きがあら

ことながら、自主的な発展を見守つてもよろしいのではないかと、先にならぬ議論がありまして、狭い敷地に何から先にするかといふことになれば、伝統芸術のほうは先だといふことで、三十六年の二月に現在のような国立劇場建設案が修正可決になつたわけでありまして。

うから設立の促進についていろいろ動きがあらりまして、三十三年の十一月に、国有財産中央審議会におきまして、現在の準町の敷地約三万平方メートルが国立劇場の敷地として最高裁判所と同じ時に決定されました。そこで、敷地がきまりましたので、今度は敷地に建てるべき建物、それから建物を中心として展開する活動の内容のほうに準備協議会の議論が移つてまいりました。三十四年の六月から九月にかけては建物建設のための基礎的な案が答申されまして、それには伝統芸術のみならず、現代芸術のための施設、能楽堂といふものまで含んでおつたわけでありまして、国立劇場の計画案としては、実は最大規模にふくらんだ時期でございます。そういう答申を得ましたので、現実の三万平方メートルの敷地に当てはめて、建築基準法の関係、あるいは都市計画の關係、それから当時進められておりました高速道路との調整、その他技術的な検討に入りますと、三万平方メートルの敷地にこのやうな膨大な建物計画をはめることはとうてい不可能であるといふことが判明したのであります。

次に、計画がきまりましたので、建築計画につきましては、三十七年に至りまして予算の大ワタにつきまして大蔵省と折衝し、それから実施計画につきましては、国立劇場の趣旨にかんがみまして、懸賞公募いたしましたので、当選案が三十八年になりまして岩本博行氏外十三名のプランになるものがきまりました。で、この当選案を基礎として、実施設計を行ない、三十九年に至りまして着工の運びとなり、文化財保護委員会に計上された予算を建設省に執行をお願いいたしました。それから工事担当者としては竹中工務店が決定しまして、三十九年の八月に起工式を行ない、三年計画をもちまして本年の九月には竣工する、こういう運びになつたわけでありまして。

そこで、現実の具体案として、どういふ順序でどういふ建物をつくるかにつきまして、国立劇場準備協議会においても種々議論をいたしました。その結果、三十六年の二月に至りまして、現在の伝統芸術を中心としたプランが修正決定になつた次第であります。伝統芸術を中心とした理由は、何と申しましても国立劇場設立の趣旨が、どちらがより衰亡に瀕しておつて振興の必要があるかといふ緊急度を考えれば、やはり現代芸術よりも伝統芸術のほうは先であらう。現代芸術につきましては、そういう保存振興をはかることもさる

ことながら、自主的な発展を見守つてもよろしいのではないかと、先にならぬ議論がありまして、狭い敷地に何から先にするかといふことになれば、伝統芸術のほうは先だといふことで、三十六年の二月に現在のような国立劇場建設案が修正可決になつたわけでありまして。

につきましては、実は先ほどちょっと小宮先生や久保田先生の御意見を御紹介いたしました、やはり建物の方に主たる勢力が注がれました、運営方式をそれほど準備協議会で深刻に議論したことは建物に比べるとないようでありました。しかし、一応、国立国営か、特殊法人方式かというように、この当選案にも出ております、そういう考え方でまいったことは事実のようであります。文化財保護委員会におきまして、いよいよ四十四年度の建物の完成、それから劇場活動の発足を前にいたしまして、四十四年度予算を編成するにあたりまして、この運営方式につきましてもいろいろ検討いたしました結果、結果的にはいま提案しておりますように、特殊法人方式に踏み切ったのであります。その理由としては、これまで明確に御説明することは困難かと思ひますが、国立国営というものは、国が全責任を持つ上におきましてはよろしい点もありますが、何と申しましても相当の金額の規模の事業でありまして、その事業の内容に、何と申しますか、いわゆる浮動的要素が多い、いわば水商売的な劇場運営をするには、どうも国立国営では窮屈過ぎてまいりました。なかろうか、たとえば、早い話が出演する俳優の出演料にいたしまして、これはかりにこれを公務員というふうなことにすれば、とても公務員の常識では考えられないような出演料を取っているわけでありまして、国でやるがゆえにこれを安くするわけにもまいりませんし、それから大体常識的に現在行なわれておるような出演料を払うとすれば、どうも国の給与的な考え方ではなし切れないものを含んでおるし、それから仕事の内容について、必要があれば朝から晩まで時間からまわすやらなければならぬというふうな事情から、公務員の勤務体制ということには必ずしもなじまないというふうな懸念もございます。それらの諸般の事情を勘案いたしまして、特殊法人でも必ずしも十分な弾力性がないわけでありまして、国立国営よりは、劇場のような浮動性のあるリスクを持った仕事を運営するにはベターな運営方式であらう、こういう考え方のもとに特殊法人方式の国立劇場を発足させることに踏み切りまして、現在御審議願っておるような案を提出した次第でございます。

○委員長(二木謙吾君) 暫時休憩いたします。
午前十一時九分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を再開いたします。
午前中に引き続き、国立劇場法案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。
なお、政府側より中村文部大臣、村山文化財保護委員会事務局長が出席をいたしております。

○小野明君 午前中に事務局長のほうから国立劇場の設立経緯の概要というものを御聞きしたわけなんです、その点は、あなたの方から配られた資料で、国立劇場関係資料というものの表紙をあけてすぐのところですが、三十四年の九月八日、ここで、第一劇場伝統芸能、第二劇場現代芸能、その他関係施設、こういった案ができておるわけです。で、上記案が不可能な場合に、次の下の欄に書いてある第一、第三とそれぞれ伝統芸能、こう書いてあるわけです。私の質問しておる立場というものは、やはり伝統芸能というものは正しい保存をしながら、これが現代にどう生かされてくるか、創造発展させていくか、こういう立場から若干疑問を持っておるのをお尋ねをしておるの、結論として、この上の欄から下の欄に飛躍があまり大きく過ぎると思ふのです。それでこの間の問題を少し説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(村山松雄君) 前同御説明申し上げましたように、主として敷地の関係で、当初立てました大きな建設計画は入らないことが明瞭になりました。それから敷地の中にどれだけのものを収容し得るかという改善の策を立てる段階になりま

して取捨選択が行なわれたわけでありましたが、結論的に申し上げますと、伝統芸能のみになったわけでありまして、その経過を若干詳しく申し上げますと、一つは、伝統芸能のほうは考え方がまとまりやすく、現代芸能のほうはいろいろな議論がありまして、一つのコンクリートな建設計画を固めるのにむずかしい点があったということがいわれるかと思ひます。第二には、現代芸能のための施設は、大きさがあつてもきつめて大きいものをという御要望が強かつたわけでありまして、小さいものではとてもだめである。席敷にしても、極端に言えば二千人をこえる大劇場でなければつくる意味がないという御意見が強く、狭い敷地に立てる計画としてはますます取り上げにくいといったような事情があつたようであります。

それからややデリケートな問題になりますが、当時の準備協議会のメンバー、特に悪くなりなつた方を引き合いに出してぐあいが悪いわけでありまして、会長であつた小宮豊隆先生とか、あつた方は副会長であつた久保田万太郎先生ですとか、そういう方々が、取捨選択するとすれば伝統芸能が先であるということをおっしゃり、そういうことが案の変更にかなり強い影響を及ぼしたのではないかと、これは若干想像を交えた御説明になります。その他細部の点はいらうかと思ひますけれども、伝統芸能にしろばつた最大の理由は、午前中に御説明申し上げました大ざつぱな比較検討すれば、より緊急なのは伝統芸能であるという線が一本あつたのと、こまかい理由を申し上げますと、いま申し上げたような三つの点がおもな理由となつて伝統芸能中心に具体案が固まつた、かように承知しております。

○小野明君 そうしますと、国立劇場設立に関する答申ですね、これを見ますと、大体、文部省が諮問され答申をされたものにいままでのものはいないものはないんですけれども、この答申、私のもちつた資料の中では、この目的にこういふふう

に書いてあるわけですね。「国立劇場は、日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。」こういうふうに書かれておるわけですが、そうすると、メンバー構成が何か知りませんが、非常に答申の目的、これに反する計画が実現されつつある、こういうことが言えるわけですね。

○政府委員(村山松雄君) 設立準備協議会は三十一年にございまして、午前中に御説明申し上げたような経緯で、途中では事実上廃止のような状態になり、メンバーもかなり出入りがあったわけでありまして、それからいよいよゆるゆるなるものも何回かにわたつて出されております。御説明申し上げましたように、ある段階では非常に広範囲な現代芸能を含めた施設の設置計画の答申もありましたが、それが技術的にむずかしいということで、設立準備協議会それ自体におかれましては再三議論した結果、最終的な国立劇場設立案になったわけでありまして、文化財保護委員会は最終的な答申を基礎として今回の国立劇場設置計画を進めたわけでありまして、設立準備協議会の趣旨に反した方向で具体的な計画が進められたわけではございません。

○小野明君 そうしますと、その準備委員会の結論としてこれになつた、こういうふうにおっしゃるわけですが、ところが、私のところに陳情書が出ておるのです。名簿をいただいておりますが、かなり重なる名前があつておるわけですが、伝統芸能だけになった。これではこういうことが言われておるわけですね。「国立劇場の目的や業務が、単に伝統芸能の保存振興だけではなく現代芸能の創造育成にある」ということは、伝統芸能にたずさわる方々の代表も含めてほとんど全員の意見一致をみているのであります。ですからこの法律案が国会の審議を通過するということは、現代芸能に親しむ広汎な国民を裏切ることにはほかなりません。そればかりか、国際交流の盛んな今日、諸外国にたいして時代錯誤の感を抱かせることをお

それるものであります。」「こういうことが、この準備委員会の委員の中から、相当有力と思われる多数の方々から出ておるわけです、この国立劇場法案審議に当たって。それで、この目的には反しないとおっしゃるけれども、まあ結果的には、この法律案を見ましても「主として」という修正は入れられたようです。これはあとでお聞きしますすが、伝統芸能だけを守り、保存していくというものが、なんです。それでお尋ねしたいのは、この国立劇場設立準備協議会委員名簿、これをいただきますが、これに委員と臨時委員というのがありますが、これはどれが委員で、どれが臨時委員になるのですか。

○政府委員(村山松雄君) お手元に差し上げました資料の二枚目の終りまでが委員であります。経過的に三枚目以降が臨時委員であります。経過的に申しますと、委員が発足いたしました。いろいろ範囲も広がりますし、専門的な事項も出てまいりましたので、あとから臨時委員を補充いたしました。運営としては委員と臨時委員とあわせて分科会をやつてまいりました。それから必要に応じて分科会、小委員会をつくつて審議をしてまいりました。というのが準備委員会の運営の実態であります。

○小野明君 もう一回そのところ説明してくれませんか。委員と臨時委員に分けた理由といひますか。

○政府委員(村山松雄君) 資料で御説明申し上げますと、最初の二枚に掲げてある方が委員であります。それから三枚目以降が臨時委員になります。分けた理由は、最初は委員が発足いたしました。専門的な事項があり、かつまた審議する範囲も広範囲になってまいりましたので、臨時委員を追加して、委員と臨時委員とをあわせて運営してまいつたというのが実態であります。

○小林武君 ちょっと関連一つあります。国立劇場の経過というのは、先ほど小野委員から質問されておるように、だんだんA案からB案に、B案からC案、最後にとにかくA案となった、これは簡単にぼくがあれをつけたのですが、そういうふう

うに変わつていくでしょう。逆に伝統芸能に経過的にはしぼられていくのですよ。ところが、あとから準備委員会に入つた人たちのいうのは、これは必ずしもそういう古典芸能ばかりの人じゃないのです。ここらあたりがおかしいと思うのだ。案がだんだんせめばめられていく。あとのほうでいろいろな方面からの意見を聞きたい。こういう行き方というのは、どうもぼくらには納得がいかない。だんだん広げられていくというなら話はわかるけれども、それともう一つは、結局、ぼくは聞いていて、久保田万太郎さん、小宮豊隆さんという二人の御意見でこういうようなことになったというふうなことを言われては——先ほどのあれではそういうことになる。それじゃ何のために国立劇場設立準備協議会をつつたのか意味がなくなる。二人の意見によって左右されるという性格のものではないのです。ただし、予算がどうかとか何とかというのなら話は別ですよ。

○政府委員(村山松雄君) 設立準備協議会の審議の経過につきましては、多少誤解されておられることがあるようにございまして、申し上げますが、最初にできましたのは昭和三十一年であります。で、そのときは、実は伝統芸能を中心に考えたわけでありまして、と申しますのは、先ほど来御説明申し上げましたように、調査費も文化財保護委員会に計上されております。文化財保護委員会に仕事があつたから振興ということがまあ動機であつたことを立証するわけでありまして、ところが、三十一年にこの準備協議会が発足いたしました。現代芸能の方から、範囲が狭いこと、それから委員なども範囲を広げるべきであるというふうな御意見が出てまいりました。現代芸能を含めた方々が参加されて、現代芸能を含めた設立計画案が審議されるようになったわけでありまして、それが大体三十三、三十四年ごろで、これが、委員も一番ふくらみまして、それから計画それ自体も大規模になった時期でありまして、それと前後いたしました敷地がきまつて、敷地に当てはめ

た具体的なプランを練るに至つた段階でまた計画が縮小していった。そういう経過をたどつておるわけでありまして、計画が縮小し始めてから臨時委員を増強したわけではありませんが、臨時委員を増強して計画がふくらんで、それがまた主としてその敷地の制約によつて縮んでいったのが経過であります。

それから計画の変更が、当時の会長であつた小宮先生や久保田先生の個人的意見に左右されたかどうかということにつきましては、これはまあ正確に立証することは困難であります。委員会でして運営してまいつた以上は、会長や副会長の個人的意見で委員会の結論が全面的に左右されるということとはあり得ないと思ひます。そういう意味もありまして、たまたま二人とも故人でありますので、実は私がお名前をあげるのも若干ちゅうちょしたわけでありまして、そういう発言もあつたというふうな申し述べてもございまして、参考までに申し上げた次第であります。お二人が伝統芸能を主にしたお考えの持ち主であつたといふことは事実であるようでございますが、さればといつて、お二人の個人的意見で委員会が全面的にその方向づけられたということではないと考へております。

○小林武君 もうこれ一回でいいです。またあとで質問しますからいいですけれども、あなたの先ほどの説明からすればそういうふうには聞かざる。ぼくが誤解しているわけではない。会長、副会長がそういう御意見であつた、そういう説明をあなたにされたでしよう。だから、ぼくの聞き方はそういうふうには聞かざる。誤解なんというものでない。ぼくが前に何か聞いておつて誤解して言つてゐるものではない。あなたのとおっしゃる方がそういうものだったからそういうふうにはぼくは受け取つたのです。

それから、人選の問題なんです。いろいろな人がいる。これは一体どういふふうにしてお選になつたのですか。たとえば伝統芸能であるのかとか、それから一番議論のあるところですが、

ぼくは金の問題もあると思うのです。金の問題があると言っても、金をくれる人を集めてゐるわけではないと思う、国でやるのですからね。そうすると、一体、国立劇場を設立するという趣旨、それに沿つたどういふ計画であつて、どういふ建物をやつて、どういふ目的でやるのかということ、まず委員会というものはやるべきだとぼくは考へてゐる。それから、あなたのほうで出した経過のあれはほとんど読みました。だから、あなたのほうで誤解されるなんて言われなくても、ぼくのほうでは、相当あなたのほうで委員会前から出したやつを全部目を通しました。そんないいかげんなことを言つてはいけません。そこで、この国立劇場の人選、なかなかぼくはおもしろいと思つて見ておつたのです。私なりに。なかなかいろいろな方面の人を集めてゐる。その集めるときに、一体どういふあれで集めたか、あまり関係のない人もこの中にいると思う。どういふ尺度で——岩井君は労働組合の幹部だから入れておかなければいけないといふことであつたのかどうか知らぬけれども、これは一体どういふ気持ちで準備委員会というものを選んで、結論としてはどんな結論が出ようが、これだけの人を集めれば大体どういふ方向のことが明らかになると一体お考えになつたのか、そこを聞きたい。それからもう一つは、一体これらの人たちの出席の状況はどうであるのか。何回やつて、これは全員出席のもとにやられたのかどうか。いつも出席の程度はどういふやうであつたのか。いつも出席の程度はどういふやうであつたのか。委員の選任の基準について、明確な基準があつて、それにあてはめて選任されたというやういふことは承つておりませんが、おおよそ劇場をつくるということになれば、おのずから劇場でやる演目の種類、それから活動の方向といふことは見当がつくわけでありまして、歌舞伎とか、それから文楽であるとか、邦楽であるとか、そういう伝統芸能の専門家を最初を中心と考え、それから関係官庁のそれぞれ所管の方々というふうな方でまず発足したように考へます。

それからその後の追加につきましては、実はこういう議ののぼりましていろいろ御意見が出てまいったようでありまして、御意見があらう向きをなるべく漏れなく含めるようにして、委員会になるべく各方面の意見が反映するように配慮したということだと思ひます。それから協議会の委員の出欠状況であります。一々出欠をとった記録は実はないようであります。聞いてみますと、必ずしも毎回全員出席というような状況ではなかつたようでございます。なお、先ほど申し上げましたが、事項別に分科会をつくり、それから比較的少数の方々で常任委員というのをつくらせて運営してまいつたようであります。そう長くありませんので、常任委員としてあげられた方だけを名前を申し上げますと、小宮豊隆、久保田万太郎、河竹繁俊——これは文化財保護委員に任命される以前の状態であります。これが会長、副会長ということです。それから委員に入りまして、加藤成之、伊藤園夫——これは千田是也さん。新聞良三——これは都民劇場の理事長で共立女子大学の文芸学部長をされた方です。吉田五十八。伊藤薫、阿部真之助——これはなくなられました。高橋蔵雄、それから花柳芳三郎——これは現在の芳翁さん。それから小打利得、それから石坂泰三、谷口吉郎、堀内敏三、福田繁——これは当時管理局長として建物の関係で入つたようであります。以上十六名を常任委員として運営してまいつたようであります。

○小林武君 まああとでまた質問しましょう。
○小野明君 どうもその辺が、私もどうして修正議決が、三十六年の二月十六日に準備協議会において修正可決、これに至つたのか、その辺の経緯がよく理解できないのです。それで、先ほどの準備協議会ですか、国立劇場設立に関する答申、これの目的と実態がやはり背馳してない、間違つてないのだ、こういうふうに言われたのですけれども、やはり多少——多少ではありせん。いまのお話を聞いてみますと、非常に無理があるように思ふのです。この三十四年に答申をされた趣

旨が、私のほうと、あなたからもつた国立劇場設立経過概要と多少異なつてゐる。国立劇場設立に関する答申というやつ、あなたお持ちでしよう。この趣旨をもう一回要約してくれませんか。
○政府委員(村山松雄君) 三十四年の答申は、実は二段階に分かれておりまして、五月と六月と二つあわせて、いわゆる三十四年度の一番大規模の答申になつてゐるわけでありまして、そこで、答申の目的として掲げられておりますのは、「国立劇場は、日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。」ということになつておりまして、施設としては第一劇場、これは古典を主とするものであります。それから第二劇場、これは現代芸能を主とするものであります。それから能楽堂、これに資料、調査、養成施設をつけたものをつくるべきである、こういう答申になつております。なお、六月にその一部を修正いたしまして、文楽に関する小劇場をつけ加へまして、これをあわせて三十四年度の設立準備協議会の答申という扱いになつております。

○小野明君 そうしますと、この答申されておる趣旨というのは、やつぱりあくまでも生かさなければならぬと、このようにお考えでございますか、どうですか。これは大臣がいいかもしれませんが、局長と大臣にひとつお尋ねしたい。
○政府委員(村山松雄君) 実は審議会等の答申を得まして、それを役所として実現するにいろいろの段階があつたかと思ひます。もちろん審議会の答申を全面的に実現できればそれが理想であります。が、国立劇場の場合は審議会——協議会を便宜審議会と申し上げますが、審議会の答申のしるべき三十四年の一番規模の拡大した段階の答申を全面的に実現することは、もうこれは不可能というところに協議会それ自体も認識されたわけでありまして、したがつて、協議会それ自体としても答申を修正せられておるわけでありまして、文化財保護委員会としては、その修正せられた答申を基礎として具体的な計画をつくり上げたわけでありまして、三十四年ごろの答申は実は実現に着手せられなかつたということを申し上げたほうが正確かと思ひます。しかれば、その三十四年ごろの実現せられなかつた答申の趣旨はどうであるかというところであれば、これは長い目で見れば、そういう方向で努力すべき筋合いのものと思ひます。

のであつて、したがつて、その所管の役所としては、文化財保護委員会を中心にやらせようということになつて、文化財保護委員会が中心でスタートしたわけですが、さて、この準備協議会をつくつてみますと、伝統芸能だけでなくて、やはり現代芸能も大いに取り上げるべきだという意見が世間にもあつて、そういう意見がこの協議会の内部でも起こりいたしまして、いろいろな変化をたどりまして、昭和三十三年の六月ごろの段階では、大体、伝統芸能、現代芸能とあわせて四劇場ぐらい、四つぐらいつくりたいということになつてきておりました。そこで、先ほどの運営委員会ですか、管理会のような機関もありまして、建設関係です。東京都の都市計画との関係もあり、東京都の建築建設等を担当しておる部局ともいろいろ検討をされた結果、建設率の上からどうもそんなにはどうしてできないということになつてきた。その後、しかば伝統芸能と現代芸能と二つぐらゐの大劇場をつくらうかというふうな案も出たようですが、その段階でまた東京都と交渉をしたようですが、そのころには昭和三十四、五

○小野明君 そうしますと、やはり答申の趣旨からいくと、日本芸能の上演に適すると同時に、現代芸能の上演にも応ずるようにならなければならぬ。あるいは第二劇場は、今度は現代芸能が先で、あと古典芸能に應ずるようになければならぬ、こういうふうになつてゐるのです。これが再度、初めの問いに返るのですけれども、三十四年の二月十六日に修正可決をした。修正可決をしていまの劇場構想というものはでき上がった、こういうのですが、やはり現在、これの問題として現代芸能家の意見が分かれた。これが一つと、それから非常に現代芸能に應ずる劇場の設立といふんです。建築がむずかしいのだ、そういう技術的なものになるのかどうか、再度説明いたしたいと思ひます。
○政府委員(村山松雄君) 計画変更の理由が明文をもつて示されたわけではございませんので、自信を持って断言するのははばかれるわけでありま

○國務大臣(中村梅吉君) 私どもは直接の関係のない時代、国立劇場に関するうわさ等を聞いておりましたが、いろいろな変更があつたようで、今度私もこういう担当者としてそれを大體総じて見ますと、昭和三十年に初めて国立劇場建設の議が起つて閣議決定をしたころは、伝統芸能の歌舞伎を初め能楽とかいろいろな伝統芸能をこのまま置くと種切れになつてしまふのではないかと。何とか国の力でやろうということで起つた

のであつて、したがつて、その所管の役所としては、文化財保護委員会を中心にやらせようということになつて、文化財保護委員会が中心でスタートしたわけですが、さて、この準備協議会をつくつてみますと、伝統芸能だけでなくて、やはり現代芸能も大いに取り上げるべきだという意見が世間にもあつて、そういう意見がこの協議会の内部でも起こりいたしまして、いろいろな変化をたどりまして、昭和三十三年の六月ごろの段階では、大体、伝統芸能、現代芸能とあわせて四劇場ぐらい、四つぐらいつくりたいということになつてきておりました。そこで、先ほどの運営委員会ですか、管理会のような機関もありまして、建設関係です。東京都の都市計画との関係もあり、東京都の建築建設等を担当しておる部局ともいろいろ検討をされた結果、建設率の上からどうもそんなにはどうしてできないということになつてきた。その後、しかば伝統芸能と現代芸能と二つぐらゐの大劇場をつくらうかというふうな案も出たようですが、その段階でまた東京都と交渉をしたようですが、そのころには昭和三十四、五

○小林武君 まああとでまた質問しましょう。
○小野明君 どうもその辺が、私もどうして修正議決が、三十六年の二月十六日に準備協議会において修正可決、これに至つたのか、その辺の経緯がよく理解できないのです。それで、先ほどの準備協議会ですか、国立劇場設立に関する答申、これの目的と実態がやはり背馳してない、間違つてないのだ、こういうふうに言われたのですけれども、やはり多少——多少ではありせん。いまのお話を聞いてみますと、非常に無理があるように思ふのです。この三十四年に答申をされた趣

旨が、私のほうと、あなたからもつた国立劇場設立経過概要と多少異なつてゐる。国立劇場設立に関する答申というやつ、あなたお持ちでしよう。この趣旨をもう一回要約してくれませんか。
○政府委員(村山松雄君) 三十四年の答申は、実は二段階に分かれておりまして、五月と六月と二つあわせて、いわゆる三十四年度の一番大規模の答申になつてゐるわけでありまして、そこで、答申の目的として掲げられておりますのは、「国立劇場は、日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかることを目的とする。」ということになつておりまして、施設としては第一劇場、これは古典を主とするものであります。それから第二劇場、これは現代芸能を主とするものであります。それから能楽堂、これに資料、調査、養成施設をつけたものをつくるべきである、こういう答申になつております。なお、六月にその一部を修正いたしまして、文楽に関する小劇場をつけ加へまして、これをあわせて三十四年度の設立準備協議会の答申という扱いになつております。

○小野明君 そうしますと、この答申されておる趣旨というのは、やつぱりあくまでも生かさなければならぬと、このようにお考えでございますか、どうですか。これは大臣がいいかもしれませんが、局長と大臣にひとつお尋ねしたい。
○政府委員(村山松雄君) 実は審議会等の答申を得まして、それを役所として実現するにいろいろの段階があつたかと思ひます。もちろん審議会の答申を全面的に実現できればそれが理想であります。が、国立劇場の場合は審議会——協議会を便宜審議会と申し上げますが、審議会の答申のしるべき三十四年の一番規模の拡大した段階の答申を全面的に実現することは、もうこれは不可能というところに協議会それ自体も認識されたわけでありまして、したがつて、協議会それ自体としても答申を修正せられておるわけでありまして、文化財保護委員会としては、その修正せられた答申を基礎として具体的な計画をつくり上げたわけでありまして、三十四年ごろの答申は実は実現に着手せられなかつたということを申し上げたほうが正確かと思ひます。しかれば、その三十四年ごろの実現せられなかつた答申の趣旨はどうであるかというところであれば、これは長い目で見れば、そういう方向で努力すべき筋合いのものと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 私どもは直接の関係のない時代、国立劇場に関するうわさ等を聞いておりましたが、いろいろな変更があつたようで、今度私もこういう担当者としてそれを大體総じて見ますと、昭和三十年に初めて国立劇場建設の議が起つて閣議決定をしたころは、伝統芸能の歌舞伎を初め能楽とかいろいろな伝統芸能をこのまま置くと種切れになつてしまふのではないかと。何とか国の力でやろうということで起つた

る、たとえば歌舞伎座であるとか、明治座であるとか、新橋演舞場であるとか、そういうところよりは安いですすが、いわゆるホール型と称するもの、たとえば三越劇場、それから東横ホー

ル、それから産経ホールというふうに、いわゆるホールと称するところよりは高目になっております。これはやはり照明ですとか、それから音響ですとか、そういうサービスともならみ合わせて実質的には安いと考えておりますが、金額的に申し上げますと、民間の演劇専門の劇場よりは安いと、こういうことになっておるところよりは高い問題であります。これにつきましては、国立劇場で行なう自主公演、無形文化財の公開を中心とする自主公演につきましては入場税を課さないことになっております。それから、この施設を貸与する場合は、貸与された劇団が興行の主体となるわけでありまして、その場合につきましては入場税の非課税という措置はとられておりません。

○小野明君 具体的に幾らという額は出てないかもしれませんが、幾らくらいになるものか、それまで検討されておれば額がすでに出てくると思うのですが、額をひとつ出して下さい。

○政府委員(村山松雄君) 国立劇場の諸料金につきましては、法人が差足後、料金規定といったようなものをきめて実施すること、いたしております。現在の段階では、予算単価でございますが、入場料については申し上げますと、大劇場で歌舞伎の公演をする場合は、一等席千八百円、二等席千二百円、三等席四百円、それから邦楽、邦舞、指定芸能等を実施する場合には、一等料金千五百円、邦楽の場合は千円、雅楽は八百円、民族芸能の場合は五百円、それから小劇場につきましては、歌舞伎、邦楽、邦舞、文楽等の場合は千円、それから民族芸能や狂言などにつきましては五百円というふうな単価で計上いたしております。そういう関係もありまして、本ざまりになるのは劇場足後の料金規定にまつわけでありまして、予算が積算されておるわけでありまして、この金額から著しく増減をすることは実際問題としてできないので、この前後で決定されることと思っております。それから劇場の貸与料のほうは、これは有料公開の場合、それから無料非公開の場合、そ

れから演劇以外のものを使用する場合、たとえば会合ですとか、儀式とか、そういうものに使う場合、その三段階に分けてまして、また、さらに平日とそれから土曜、日曜、祭日、それから、全日とそれから午前、午後、そういうことでみんな違うわけでありまして、一番高い場合、つまり有料公開で全日を使う場合、平日で五十万円、それから土曜、日曜、祝日で六十五万円というのが予算の積算単価であります。それから一番安い場合、つまり儀式等に使われる場合は、大劇場で全日使う場合、平日十二万五千円、それから土曜、日曜、祭日が十六万二千円、そういう予算単価になっておるわけでありまして、これに本ざまりになるには国立劇場の料金規定ということでもできるわけでありまして、予算単価がこうなっておりますので、大体これを基礎にしていることになるかと思っております。

○小野明君 国庫補助。

○政府委員(村山松雄君) 失礼いたしました。国庫補助といたしましては、これは初年度は実は十一月に開場を予定しておりますので、ほぼ事業費としては半年分、それから人件費としては、実は国立劇場は、法案にありますが、公布の日から施行することといたしまして、年度早々から発足を予定したもので、ほぼ十カ月分ぐらいを計上しておるわけでありまして、それに對する事業費は約四億円であります。国庫補助は一億一千三百万を予定いたしております。

○小野明君 賃役を聞いて私は驚いたのですが、国立劇場という名を冠するならば、もともと庶民に親しめる私料金であつてほしいと思つて、それはむしろ高過ぎる。これは民間と変わらないうえです。ここでお尋ねをしたいと思います。特にまた貸しホールなんかの場合でも、五十万円といつたら現代芸能を育成助長すると言われまうけれども、とてもこれだけのものを払える人たちはないです。結局、こういう料金の面で、現代芸能に親しむ庶民といふことが、そういうものを締め出しているといふことがはつきり言えると思つておる。そこで、特に諸外国、ヨーロッパの

国々で国立劇場を持つておるところがありますね、これは一体、午前中もちよつと尋ねをしたのですが、この例を、どういう運営になつておるのか、あるいは入場料の関係です。国庫補助の關係、そういうもの、また年間予算、こういうものを説明をしていただきたいと思つておる。比較しながらね、日本の場合と比較しながら検討してみたいと思つておる。

○政府委員(村山松雄君) 諸外国と申しまして、も、網羅的に調べたわけではございませんが、おまな国について申し上げますと、大体の傾向として、ヨーロッパの大諸国は国立劇場を持つておるものが常態のようでありまして、それからアメリカ、イギリスは国立劇場は持つていないようでありまして、もともといギリスにつきましては、最近つくべきであるという議論が聞かれました。設立計画を進めておる段階と承知しております。そこで、まあヨーロッパ大陸の国々であります。が、一番たくさん持つておるものはフランス、イタリアであります。これはまあ教団の国立劇場を持つておる。で、いずれもそれぞれの国の伝統芸能、つまりあの国でいけばオペラですとか、バレエですとか、そういうものになるわけでありまして、まあフランスは現代芸能についての国立劇場も持つておるようでありまして、その内容であります。が、芸能の種類が違いますので、まあ中には専属の劇団、それからオペラ、それから衣装ですとか、道具ですとか、そういう付属技術者までも持つておるところがありまして、職員も四、五百人から多いものは千人のほるような職員をかかえておるようであります。それから予算額につきましても、これは貸し賃とかが、經理の方法も違いますので、まあ金額を申し上げてもあまり意味がないかと思つておる。たとえばペリのオペラ座で申し上げますと、年間の予算額が約三十億程度、それに対して国庫補助は二十億の聞きましておるようであります。これが私どもも現代芸能をやつておるオペラ座あたりです

と、予算額が約四億に対して補助額が約二億というふうな状況のようであります。ドイツの場合ですと、ベルリンのオペラ劇場は予算額が十八億円で、補助額が十三億、それからシラ・劇場ですと予算額が約七億に対して補助額が五億というふうな状況でございます。なお、運営の実態は、実は若干、外国に行くような演劇の専門家に委嘱して調べていただいたのでありますが、なかなか経営の実態はつかない点がありまして、まあ御説明できるような資料は持ち合わせておりませんが、国が職員を公務員のような形で雇つておるところもあるようでありまして、それから国立劇場と申しまして、職員や演技者は契約によつて運営しているところもあるようでありまして、一がいには、外国の国立劇場においてはまあこういう運営が常態であるといふことは言えないようでございます。

○小野明君 あなたの言われたことばじりをとるようですけれども、こういった諸外国の国立劇場の運営というものが一がいには比較にならないのだと、こういうふうな言われまうけれども、これは国立劇場の場合、補助金が幾らでしたか、一億一千万、予算が四億ぐらいでしたら、そうですね、この場合はね。いま言われただけでも、あなたの調べた資料が、西ドイツの場合でも、十八億の予算計画で十三億の補助、それからフランスの国立オペラ劇場、これでも二十七億の年間予算で二十一億、ほとんどこれは経営によつて出た、あるいは入場料が少なく出た赤字を、この国庫補助によつて埋めておると、こういうふうに私は聞いておるわけなんです。ところが日本の場合、この場合は、いまの日本の人たちが見れば非常に高い、あるいは貸し劇場の場合も演劇に親しむ人たちが借れないような条件、この金は入場料なり、この関係は、何ですか、最終的には法人で定めるんですか。それとも、それとまああなたが、もう予算額としてびしと言われたんですけれども、これがまあ最終決定なんだと、これは国庫補助の関係もあるでしょうが、国庫補助はこれだけ

ときまつておれば将来どうするか、それは大臣からもあわせてひとつお聞きをしたいと思います。

○政府委員(村山松雄君) 諸料金につきましては、御説明申し上げましたように、法人が料金規定を設けてきめることになっております。そのきめ方でありまして、予算に積算した金額は各種の上演を通じての平均準備のようなものでありまして、民間の劇場を見ますと、特別公演であるとか、あるいは一般の公演であるとか、それから比較的入りの悪い公演については料金を安くするか、これは劇場でありますから運営に弾力性を持っておりまして、国立劇場につきましても、予算できめた準備と一文の出入りもならぬというようなことは大蔵省も言っておりませんし、私どももそう考えておりませんが、さればといって大幅な出入りがあるというところは、まあ予算の計画が、これはまた大幅に狂うということになりますので、これはむしろかきかろうと思えます。まあ実情に応じて幅を若干持たせることは可能と思っております。

○小野明君 国立補助の関係をひとつ。
○国務大臣(中村梅吉君) これは初めての試みでございますので、まあ事務当局も大蔵省と補助金を中心に先ほど来話が出ておりますような積算をいたしますのには、かなり苦勞をして折衝をしてきたようでありまして、いづれにしても初めての試みで、やってみて、それでまあ非常に、せっかく国立劇場設立の趣旨に沿うか沿わないか、まあ諸般のそういう影響を見て、財政当局と今後折衝を続けて、改善すべき点は改善をしていくというふうに進む以外には、どうもいまのところ方法がないようでございますので、私もいままで補助金の結論を出すまでの積み上げ作業については、十分しっかり国立劇場の趣旨を説明して努力するようには鞭撻してまいりましたが、先ほど来御説明申し上げておるような線に落ちつきまして、初めてのことではかたないと思っております。でございます。したがって、初年度といたしまして

は、とにかくこういう線を進めてまいりまして、今後の推移によって、これはいろいろ研究も、また改善もしていかなければならない。いづれにしても国立劇場を設立した趣旨、目的にかなわなければならぬわけでありまして、将来としましてはとにかく、その趣旨からははずれないように、改善すべき点は改善をしてまいるべきである。ただ、まあさしあたりはそういうような次第で、今年の予算関係の積み上げ、積算は一応できておりますので、これで進めて、その後の状況を見た上で研究をしてまいりたいと、かように考えております。

○小野明君 きょうの私の質問はこれで終わりたいと思っておりますが、この法案について参考人を呼びたいと思っております。で、あとで理事を通じて御協議を願いますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○小林武君 関連して、ちょっと一言だけお尋ねをしておきたいのですがね。これはダブらせないという意味で、あと聞かないことにしますから、そういう意味で。

目的以外の使用というのはこれはどういうことですかね。目的以外の使用といったか、とにかくたとえば歌舞伎なら歌舞伎とか何とか、そういうものをやる以外のことで何か使用させるというのがあったでしょう。そういうことを認めるつもりなんですか。

○政府委員(村山松雄君) 国立劇場の施設の使用の趣旨といたしましては、一つは国立劇場が企画製作いたします自主公開でございます。それから第二は、他の演劇団体が実施する演劇活動に対して施設を貸与することでございます。これには公開の場合と非公開の場合があるか、と。公開の場合、それから三番目は、演劇以外のものに貸与する場合でありまして、これはまあ国家的な行事ですとか、儀式ですとか、国立劇場の目的に照らして不都合でないと思われるものに對しては、あいてる場合は施設を貸与して差しつかえなからうと、かように考えております。

○小林武君 ぼくはやはりこの点では相当配慮すべきだという考え方なんです。なぜかというところ、ぼくがちょっと想像しますと、大体、国立劇場の一年の使用というのを考えたときに、やはり歌舞伎なら歌舞伎というものがどの時期にいつたら——やはり予定があると思うのです、突如出てくるということはない。九月なら九月に、ある期間みんな予定があると思うのです。そうすると、申し込みのその目的外といった——目的外にしておきますわ、その他のあれですとか、目的外のものもやはりいろいろ何かが行事を予定しているところがあると思うのです。相当の金を出して借りるわけですから、相当の大規模な、そういうものがずいぶんはまり込んできた場合は、これではやはり金は高ければいいし、完全に金が入ればいいというところから、どうもやはりそういうもののワタを広げるおそれがあると思ふのです。そういうことがあってはならないと思ふので、これはどこまでも、やはり先ほど来の小野委員から質問のされておることもそういう趣旨があるのですが、やはり芸術というふうなものに提供するのは、しかも力のないものにはひとつ安くやはり貸してやるべきじゃないか、そういう趣旨のほうに傾いていかなければならない。たとえば、私はこの間西洋美術館に行つたんですよ。西洋美術館で、何の会合か知らぬけれども、何かちょっと小人数の——小人数といつてもかなりの人数を入れる会合が開かれておった。それはまあつきりともないもんじゃやない。たしか役所の関係のものとちゃうんですよ。そこで相当の方ががたわろしてあるんですね、いろいろ参合した方が。そこにはまた絵を見に来る人も、修学旅行なんかがあって、少なくとも西洋美術館の絵を鑑賞するという雰囲気からすれば、やや難詰してゐる。たいへん好ましくないというふうなあれをやっている。ぼくはそれのとき思つたんです。何でもなんでもに貸すかという事ですな。まるつきりともないものに貸したとは私は思わない。

やはり国の仕事の連のものと、何か思い出せないんですけれども、そういうものだと、うことはつきりわかってるんですけれども、やはりあそこは美術館らしい使い方をするべきじゃないかというところを考えたのです。だから国立劇場というふうなもの、そういう点で、私は計画の初めからやはりなるだけそういう諸行事、どこそこの学校の卒業式だとか、それから明治百年祭なんとかいうようなこともけっこうでしようけれども、まるきりやつぱり芸術が入らないというふうなことに、はじき飛ばされていくというふうなことになるんでは、金のことを考えるものですか、われわれも当事者になればそうなるかもしれぬけれども。

○政府委員(村山松雄君) 運営の実態につきましては、特殊法人発足後さらに練り上げてやることになりまして、私どもも考えておりますのは、劇場施設の利用の方法としましては、お示しのようにならぬ公開、自主公開と、それから部外者による公開と、それを主体としてやっていきたいと思つておりますし、実は年間の利用計画を立てます際に、その二つを優先的にスケジュールを組みます。そうして、なおかつあきあきで来た場合に、演劇活動以外の、芸術活動以外のものに貸与してもよろしいのではないかと、実はかように考えておるわけでございます。特に、たとえば歌舞伎の上演などは、これはでき得る限り一部制でやりたいと思つております。そうなりますと、午前、午後、かなりの時間はあいていくというふうなことになるので、これはけいこに使うといふことでも、限度がありますので、やはりあきの時間でも、きるので、そういう場合に貸さないというの、かどが立つので、目的に支障がない限りは貸してもよろしく、この程度に考えておるわけでありまして、大いに借り手を誘引して借り料をかせこうというふうな気持ちには全然持っておりません。

○小林武君 文部大臣に聞いていただきたい、別に答弁していただかなくてもけっこうです。から

ね。いまのように断ればかどが立つというような式、これではちよつと弱いのですけれども。しかし、事務局長にしてみれば、それは気持ちよくわかりますし、立場もありますから。しかし、大臣のほうとしては、ぼくはやはりこれは本来の、これは私はその方面からいへんかなり期待を持っていると思うのです。だから、そういう意味ではひとつはつきりしてやつてもらいたい。それから小野さんの質問の中に料金の話が出ましたが、私は料金の話は、これから自分の質問のときは、この次ですけれども、やらないつもりですが、やはりこれは考えにやいかぬと思うのです。向こうの金の換算できないということをおっしゃるけれども、一体、経費の何%ということはお割り出せますね。もし、かりに換算がなかなかピンとこないというようなことだつて、何%はとにかく国が補助しておるといふことになる。そういう、とにかくこれをやれと言つてもできないことはよくわかります。すぐやれとは言わぬですけれども、少なくともそういうものを見習えということはあるてしかるべきだ。将来のやはりそれは到達点として考えるべきだと思うのです。大臣、私はこういうことを聞いたのです。あの科学博物館、あそこで料金をとるなんて、世界じゅうどこにもないというのです。これはある大学の学長さんで、その面で政府のほうでも非常にいろいろのことを頼まれていて、これは私は直接聞いたのです。科学博物館、あそこでああいう金をとつて、いまは学校の子供から何から修学旅行にくると、あそこへ必ず行きます。金をとつてやるというようないかなる考え方がそもそも科学の振興に影響するといふお話、私も実は直ちにただで入れろといふところまではいかぬだろう、実際、予算なんか見た場合には考えられますけれども、これなんかやはり検討する余地はほくはあると思うのです。だから、かつてなことをわれわれ言つていて、というふうには御理解されないで、こういう問題に對しても、やはり先ほどの小野委員の質問に對しても十分ひとつ耳を傾けて、漸進的にでもいいか

ら、やはりだんだん補助はふやしていつて、そうして、資力のないたとえば劇団とか、そういう芸能の集団とかに對して使用できるようなやはりやり方を考慮する必要があるのじゃないかと思うのです。

○國務大臣(中村梅吉君) 二つとも非常に大事な御指摘であると思つております。前段につきましては、局長からお答え申し上げたようにあくまで自主公演及び芸能、演劇団体の公演、こういうふうなことに中心を置いてまいらるべきである。これは当然なことでも、もつともこれらは相当、半年も一年も前から計画しなければできないことである。それから、かなり早く計画をされる。その間、自主公演にいたしまして、役者が切りかえのときに、二日なり三日なりどうしても休みたいといふようなことが起こるかもしれない。あるいは団体の公演と自主公演との間に、役者が関西へ行つておつて、若干の空白ができるかもしれない。こういうようなものが、年度を通して早くから計画をされていて、そうして、そういうあいだのところにはまつて、合理的な使用者が出てくれば考へてもしかるべきだと思うのですが、こちらがわざわざそのためにこの計画を変更するといふようなことがあつてはならない。かように私も思いますので、御指摘の点は十分に注意をしてまいるようにいたしたいと思ひます。

第二段につきましても、非常にごもつともな点もありますので、しかし、国立劇場としては初めての試みでございますから、今後の推移を見て、改善すべきところは財政当局とも相談をして改善につとめていくと、こういうふうにいたしたいと思つております。

○委員長(二本謙吾君) 他に御発言がなければ、本法案に對する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十七分散会